

香芝市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、香芝市広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断するものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業と規定される業種
- (3) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (4) 規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (6) いわゆる健康食品に関するもので、医学的な効能・効果を表しているもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生又は再生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 香芝市の推進している施策に反するもの
- (14) 税を滞納している事業者

(掲載基準)

第4条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの

イ 人権侵害、差別及び名誉き損のおそれがあるもの

ロ 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ハ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

ニ 市の有料広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

ホ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

ヘ 宗教団体による布教推進を目的とするもの

- ト 非科学的又は迷信に類するもので、見た者を惑わせ、不安を与えるおそれのあるもの
- チ 社会的に不適切とされているもの
- リ 世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- ロ 射幸心を著しくあおるような表現
- ハ 労働基準法等関係法令を遵守しない人材募集
- ニ 虚偽の内容を表示するもの
- ホ 法令等で認められていない業種、商法、商品等
- ヘ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- ト 責任の所在が明確でないもの
- チ 広告の内容が明確でないもの
- リ 国、地方公共団体、その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 水着姿及び裸の状態等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等、表示する必然性が認められる場合は、その都度適否を検討するものとする。
- ロ 暴力や犯罪を肯定し、助長するようなもの
- ハ 残酷な描写など、善良な風俗に反するようなもの
- ニ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるようなもの
- ホ 青少年の身体、精神、教育等に有害なもの

(ホームページへの広告の範囲)

第5条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、香芝市広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(補則)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。